

日司連発第 1685 号  
令和 8 年（2026 年）2 月 10 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会  
会長 小澤 吉徳

第 25 回司法書士特別研修の実施日程及び申込受付期間について（お知らせとお願い）

第 25 回司法書士特別研修（以下「特別研修」という。）を下記の日程で実施いたしますのでお知らせします。募集要項は紙で配布せず、日司連研修総合ポータルの特  
別研修ページに PDF（別紙 1）を令和 8 年 2 月 18 日（水）に掲載する予定です。

また、下記の日程で、第 25 回特別研修の受講者を募集し申込みを受け付けることにいたしましたのでお知らせいたします。

受講者の募集に伴い、貴会において上記の掲載日以降で、ホームページ等を利用して、受講者募集の周知にご協力くださるようお願いいたします。

また、司法書士法第 4 条に定める司法書士となる資格を有する補助者等への受講者募集の周知については、貴会ホームページ等を利用して、会員に対し協力を要請してください。

なお、連合会が行う事務については、別紙 2「第 25 回司法書士特別研修にかかる募集関連事務について」のとおりとなりますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

記

**【第 25 回特別研修実施日程】**

令和 8 年 5 月 20 日（水）から 6 月 28 日（日）まで

**【第 25 回特別研修申込受付期間】**

令和 8 年 3 月 4 日（水）正午から 3 月 12 日（木）午後 5 時まで

[本件に関する問合せ先]

日本司法書士会連合会 事務局事業部研修課 岩井  
TEL 03-5925-8106（直通）

# 第 25 回司法書士特別研修募集要項

日本司法書士会連合会

## 目次

○	はじめに.....	2
○	法定研修.....	2
○	修了認定.....	2
第 1	研修日程・実施形式・定員及び研修会場.....	3
第 2	受講資格.....	5
第 3	受講資格欠格事由.....	5
第 4	受講料.....	5
第 5	申込要領.....	6
第 6	受講申込みの取消しと受講料の返金及び教材の返却.....	7
第 7	研修期間中の宿泊・食事・交通費について.....	8
第 8	オンライン研修受講の際の通信環境の設置・通信費及び受講環境.....	8
第 9	研修受講の際の禁止事項.....	9
第 10	受講中止の命令及び副教材の返却.....	10
第 11	欠席の取扱い及び「みなし欠席」について.....	10
第 12	補講について.....	10
第 13	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則第 18 条に規定された感染症）に感染又は感染が疑われる場合について.....	11
第 14	修了認定.....	12
第 15	司法書士特別研修修了証明書について.....	13
第 16	教材・副教材・必読図書・参考図書.....	13
第 17	簡裁訴訟代理等能力認定考査.....	14
別表 1	第 25 回司法書士特別研修実施日程.....	15
別表 2	第 25 回司法書士特別研修講義時間の内訳.....	16
別表 3	第 25 回司法書士特別研修 必読図書・参考図書等リスト.....	18

## ○ はじめに

2002年4月に改正され、翌年4月に施行された改正司法書士法により、司法書士特別研修（以下「特別研修」という。）はスタートしました。そして、同年、司法書士法（以下「法」という。）第3条第1項第6号から第8号までの業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）を行うことができる、いわゆる認定司法書士が誕生しました。この改正は、多くの先人の方々の努力と関係各位のご支援により実現できたものです。

その後、認定司法書士は、訴訟を通じ、もしくは訴訟外において、多くの市民の方々の相談や困りごとの解決に努めてきました。併せて、全国の司法書士会員（以下「会員」という。）のたゆまない努力により司法書士制度は、現在の姿に発展してきました。

今後、皆様がこの特別研修を受講し、その後、簡裁訴訟代理等能力認定考査（以下「認定考査」という。）において認定を受けた暁には、司法書士法第1条である司法書士の使命を実践し、併せて、私たちと共に司法書士制度の更なる発展のためにご尽力いただくことを心より願います。

## ○ 法定研修

この特別研修は、司法書士が簡裁訴訟代理等関係業務を行うために必要な能力を修習するために、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）が、法第3条第2項第1号に定める法人として法務省から指定を受けたうえで実施する法定研修です。

## ○ 修了認定

特別研修は、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会のご協力のもと、厳格な要件に基づいて行われます。その要件に則り、すべての要件を満たした受講者について特別研修を修了したものと認定します。要件を満たさない場合には修了認定を受けることができません。

## 第1 研修日程・実施形式・定員及び研修会場

### 1. 研修日程

令和8年5月20日（水）から同年6月28日（日）まで

※実施日程等の詳細は、会場ごとに異なりますので、追ってお知らせします（令和8年4月中旬頃を予定）。

### 2. 実施形式

特別研修の実施形式はオンライン形式を中心とし、一部を集合形式で実施します。オンライン形式による研修課目、集合形式による研修課目の別については、「別表2 第25回司法書士特別研修講義時間の内訳」を確認してください。

なお、特別研修は、動画視聴形式の基本講義、講義形式のゼミナール（演習）のほか、実務研修（講義・法廷傍聴）、模擬裁判、少人数で課題に取り組むグループ研修など、きめ細やかで実践的な研修となっています。

### 3. 総受講定員及び研修会場定員

総受講定員及び各研修会場定員を設けています。したがって、受講申込者数が総受講定員以内でも、各会場定員を超えた場合、申込みの先着順での受付とし、希望する会場で受講することができない場合があります。

集合形式の研修会場は以下の10か所です。住所地にかかわらず受講可能です。ただし、約20日間の研修日程のうち集合形式の研修は10日ほど実施されますので、それを考慮のうえ、申込みを行ってください（事情により、会場が変更になる可能性があります。その際は、あらかじめご案内します。）。

## 総受講定員 630名

### (1) 札幌会場 <定員30名>

札幌司法書士会館

〒060-0051 北海道札幌市中央区南1東1-3 パークイースト札幌2階  
ホテルノースシティ（日程のうち一部）

〒064-0809 北海道札幌市中央区南9条西1丁目

### (2) 仙台会場 <定員30名>

宮城県司法書士会館

〒980-0821 宮城県仙台市青葉区春日町8-1

東京エレクトロンホール宮城

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-3-7

- (3) 東京会場 <定員 180 名>  
TKP新橋カンファレンスセンター  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
- (4) 埼玉会場 <定員 30 名>  
JA共済埼玉ビル  
〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2
- (5) 千葉会場 <定員 30 名>  
クロス・ウェーブ船橋  
〒273-0005 千葉県船橋市本町2-9-3
- (6) 横浜会場 <定員 60 名>  
神奈川県立かながわ労働プラザ  
〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4
- (7) 名古屋会場 <定員 60 名>  
ウイंकあいち  
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38  
桜華会館  
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-7-2  
名古屋大学 東山キャンパス  
〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町(文系総合館)
- (8) 大阪会場 <定員 120 名>  
天満研修センター  
〒530-0034 大阪府大阪市北区錦町2-21
- (9) 広島会場 <定員 30 名>  
RCC文化センター  
〒730-0015 広島県広島市中区橋本町5-11  
広島司法書士会館  
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-69
- (10) 福岡会場 <定員 60 名>  
福岡東映ホテル  
〒810-0011 福岡県福岡市中央区高砂1-1-23

電気ビル 共創館カンファレンス（日程のうち一部）

〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82

#### 4. 研修会場について

- (1) 研修会場は、令和8年4月中旬頃にメール通知します。
- (2) 研修会場は、申込みの際、第1希望から第3希望まで申出が可能です。先に記載したとおり先着順に決定しますので、希望に添えない場合があります。研修会場が確定した後はいかなる理由があっても変更できません。また、キャンセル待ちも行いません。
- (3) 研修会場は、原則として、第1希望から第3希望まで異なる会場を選択してもらいますが、第1希望の会場のみでの受講を希望する場合には、第1希望から第3希望まで同じ会場を選択して申込みをすることができます。ただし、この場合、第1希望の会場に先着順で漏れた場合は、今回の特別研修を受講できないことがありますので、ご了承ください。
- (4) オンライン形式の研修は、研修前日までに、Zoomに関する案内メールを送付します。集合形式の研修は案内メール等を送付しないので、別途掲載される各会場の日程を必ずご確認ください。

## 第2 受講資格

会員又は法第4条に定める司法書士となる資格を有する者。

## 第3 受講資格欠格事由

以下の1. から4. までのいずれかに該当する者は、第25回特別研修の受講資格がありませんので、留意してください。

1. 法第47条第3号の規定による業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
2. 法第47条第2号の規定による業務の停止の処分を受け、その処分期間満了前の者
3. 法第61条の注意勧告を受ける等、司法書士会会長により特別研修を受講させることが相当ではないと判断された者
4. 法又はこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した者

## 第4 受講料

1. 受講料

145,000円 ※振込手数料別

※上記の金額には食事代、交通費、宿泊費、必読・参考図書費、通信費、考査受験料は含まれません。

※受講料は非課税扱いとなります。

## 2. 受講料の納付方法

### (1) 納付方法

受講申込みを行う前に、受講料を納付してください。なお、振込手数料は申込者の負担です。

※申込者と振込者が異なる場合、研修管理システム Leaf（以下「Leaf」という。）申込画面の備考欄に振込者名を入力ください（備考欄入力例「振込者名:司法太郎」）。

※領収書は、振込金受取書又は振込みを証する書類をもって代えさせていただきます。

※受講料の納付は、令和8年3月2日（月）から可能です。

### (2) 受講料の振込先

金融機関名：三菱UFJ銀行（銀行コード：0005）

四谷支店（店番：051）

口座番号：普通 0351929

振込先名義：日本司法書士会連合会（ニホンシホウショシカイレンゴウカイ）

## 第5 申込要領

### 1. 申込方法

受講料の納付後、Leaf にアクセスし、「第25回司法書士特別研修申込マニュアル」（以下「申込マニュアル」という。）に沿って、必要事項を入力の上、Webにより申込みを行ってください。

研修に関する案内を Leaf でお知らせすることがありますので、Leaf のID/PASS は忘れずに保管してください。

**Leaf URL**

[https://tokken-shiho-shoshi.leaf-hrm.jp/open\\_seminars](https://tokken-shiho-shoshi.leaf-hrm.jp/open_seminars)

このURLは、「日司連研修総合ポータル」→「特別研修」→「詳細はこちら」の中にも記載しておりますのでご利用ください。

※申込み後に受講資格欠格事由（「第3 受講資格欠格事由」参照）に該当した場合や、何らかの事情により受講を認めない場合、連合会より対象者に通知します。

### 2. 申込受付期間

令和8年3月4日（水）正午から同年3月12日（木）午後5時まで

※上記受付期間外は一切の申込みを受け付けません。

### 3. 提出書類等

以下の書類をPDF又は写真データ等に変換し、申込マニュアルにしたがって、Leafにアップロードしてください。なお、本人を特定するため等の場合に、別途書類を提出いただく場合があります。

#### (1) 会員の方

##### ① 所属する司法書士会が発行した会員証

※会員証が発行されていない場合は、司法書士登録時に交付される「司法書士登録証」又は「登録通知書」

##### ② 受講料の「振込依頼書の振込金受取書」又は「ATMの利用明細票」若しくは「インターネットバンキングからの振込内容がわかる書面」の写し

##### ③ 証明写真

※データ容量20MB以下で顔が判別できる写真を提出してください。

※サイズは参考として、800×600 縦横比4：3の比率を推奨とします。

#### (2) 会員以外の有資格者の方

##### ① 司法書士となる資格を有することを証する書面の写し【合格証書・認定証書等】

##### ② 住民票の写し【申込日より1か月以内に交付されたもの】

※申込者本人の情報のみ/個人番号・本籍地の記載は不要/住民票上の住所が居所と異なっても可。

※司法書士となる資格を有することを証する書面の写しに記載されている氏名と住民票の氏名が異なる場合は、申込み後、戸籍抄本等の氏名変更を証明できる公的書類を連合会へメール（tokken-kensyu@nisshiren.jp）にて提出してください。

##### ③ 受講料の「振込依頼書の振込金受取書」又は「ATMの利用明細票」若しくは「インターネットバンキングからの振込内容がわかる書面」の写し

##### ④ 証明写真

※データ容量20MB以下で顔が判別できる写真を提出してください。

※サイズは参考として、800×600 縦横比4：3の比率を推奨とします。

## 第6 受講申込みの取消しと受講料の返金及び教材の返却

受講申込み後、その申込みを取り消す場合は、日司連研修総合ポータルから所定の申込取消届出書（「受講申し込みの取消しに関する届出書」）をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、メール（tokken-kensyu@nisshiren.jp）又はFAX（03-3359-4175）にて連合会へ提出してください。連合会が申込取消届出書を受付した時点で受講申込みの取消しとなります。

なお、令和8年4月24日（金）午後5時までに申込取消届出書が受付された場合は受講料の全額を返金します。また、令和8年5月19日（火）午後5時までに申込取消届出書が受付された場合は、受講料から事務手数料1万円（税込）を控除した額を返金します。

申込取消届出書の提出と併せて、申込者に配付された教材・副教材がある場合は、速やかに連合会へ返却してください（自己都合により受講を中止する受講者を含む）。受講料の返金は、教材等が返却されたことを確認した後に行いますが、事務処理等の都合上、特別研修終了後になることがあります。

また、受講料の返金にかかる振込手数料、連合会へ返送する教材等の送料は、申込者の負担となります。

## 第7 研修期間中の宿泊・食事・交通費について

受講者各自の負担です。なお、連合会では、宿泊のあつせんはしていません。

## 第8 オンライン研修受講の際の通信環境の設置・通信費及び受講環境

### 1. 通信環境の設置・通信費

本特別研修ではインターネットを利用し、動画視聴による研修、受講者間又は受講者と講師間におけるWeb会議システムを利用したオンライン研修を実施します。その際に、映像・音声の送受信のためのビデオ通話機能を利用するには、パソコン等の利用端末及びこれらに内蔵又は外付けのマイクとWebカメラ、インターネットの利用できる通信環境が必要となりますが、これらのパソコン等の機材や通信環境は各自で用意し、研修が受講できる態勢を整えてください。本特別研修を受講する際の利用推奨環境については申込マニュアルに記載されていますので、必ず参照のうえ、準備をしてください。

インターネットを利用した研修を受講する際の通信費は、各自の負担です。受講者のインターネット回線の契約内容によっては、本研修を受講した際の通信費が高額になる場合がありますので、注意してください。

### 2. 受講環境

本特別研修は、簡裁訴訟代理等関係業務を行うために必要な能力を修習するために行われる研修であることを十分に理解し、研修に適した環境で受講してください。連合会が不適切な環境での受講と認めた場合には、受講の中止を命ずること又は当日に行われた当該研修をすべて欠席したものとみなすことがありますので、注意してください。

### 3. 接続テスト

下記の日程で事前に接続テストを実施します。必ず、期間内にアクセスして、接続できることをご確認ください。接続テストは、研修当日と同じ環境・パソコンから接続してください。

なお、パソコン等インターネット通信に関するレンタルについて、申込マニュアルに案内が記載されていますので、ご参照ください。

#### テスト期間（全14回）

令和8年4月13日（月）午後6時から午後6時30分まで  
4月14日（火）午前9時から午前9時30分まで  
4月15日（水）午後6時から午後6時30分まで  
4月16日（木）午前9時から午前9時30分まで  
4月17日（金）午後6時から午後6時30分まで  
4月18日（土）午前11時から午前11時30分まで  
4月19日（日）午前11時から午前11時30分まで  
5月7日（木）午後6時から午後6時30分まで  
5月8日（金）午前9時から午前9時30分まで  
5月9日（土）午前11時から午前11時30分まで  
5月10日（日）午前11時から午前11時30分まで  
5月11日（月）午前9時から午前9時30分まで  
5月12日（火）午後6時から午後6時30分まで  
5月13日（水）午前9時から午前9時30分まで

## 第9 研修受講の際の禁止事項

本特別研修では、受講者が次の行為を行うことを禁止するものとします。

1. 音声、映像、行動等により明らかに他の受講者の受講を妨げる行為
2. 喫煙、飲酒、食事をしながらの受講
3. 研修と無関係な作業を行いながらの受講
4. オンライン研修において、静粛な場所以外での受講
5. オンライン研修において、屋外での受講
6. オンライン研修において、移動しながらの受講
7. オンライン研修において、画面を他の画像に替える等により、2. から6. までに該当していないことを確認できないようにする行為
8. その他連合会が不適切と判断した行為

## 第 10 受講中止の命令及び副教材の返却

1. 連合会は、受講者が禁止事項に該当する行為を行った場合であって、かつ、受講者の受講態度が著しく不良であるときは、当該受講者に対し、受講の中止を命ずることができます。ただし、受講者は弁明をすることができます。
2. 受講中止の命令を受けた受講者は、その時から、今回の特別研修のすべての研修を受講することができません。
3. 受講中止の命令は、特別研修中に 1. の行為を行った受講者に対し、特別研修終了後にも発することができます。
4. 理由の如何を問わず、受講中止の命令を受けた受講者（自己都合により受講を中止する受講者を含む。次号同じ。）に対しては、すでに徴収した受講料（副教材費を除く）は返金しません。
5. 受講中止の命令を受けた受講者は、必ず、副教材「民事弁護の手引」を連合会へ返却してください。副教材が返却されたことを確認した後、副教材費の返金を行います。なお、連合会に返送する際の送料及び副教材費の返金にかかる振込手数料は、受講者の負担となります。

## 第 11 欠席の取扱い及び「みなし欠席」について

1. 欠席について  
1 課目を欠席した場合でも、その受講者は今回の特別研修の修了認定を受けることができず、修了認定を受けるためには次回以降の特別研修において改めてすべての課程を受講しなければなりません。
2. 「みなし欠席」について  
グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判又は総合講義において、次の場合は、それぞれ当日に行われた当該研修をすべて欠席したものとみなします（以下「みなし欠席」という）。
  - (1) 理由の如何にかかわらず、遅刻、離席、途中退出により、15 分以上受講をしていない場合（オンライン研修の際に、カメラを OFF にする等、受講をしていることが確認できない場合を含む）
  - (2) 禁止事項に該当する行為を行い、連合会（連合会から委託を受けた事業者を含む）から禁止事項の警告を受けたにもかかわらず、直ちに改善しなかった場合

## 第 12 補講について

- 連合会は、今回の特別研修のグループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判又は総合講義の一部を欠席（みなし欠席を含む。以下「欠席等」という。）した受講者について、下記 1. のすべてに該当する場合に、例外的措置として「補講」を実施することとします。

なお、配信期間を設けている基本講義は、補講の対象となりません。

#### 1. 補講を受けることができる要件

(1) 欠席等の理由が下記①から③までのいずれかに該当すること

- ① 急病など本人又は配偶者若しくは二親等内の親族の健康上の理由により研修を受講するのに著しい支障がある場合
- ② 本人又は配偶者若しくは三親等内の親族の冠婚葬祭
- ③ その他、本人の責によらない場合（自然災害、公共交通機関の遮断、インターネット回線の接続不良等）

(2) 連合会がやむを得ない事情であると認めたこと

(3) 総欠席時間数が12時間以内であること

(4) 研修開始前までに各会場で指定された連絡先へ連絡すること

※なお、本人の業務及び職務に関する事由、寝坊による欠席等は、原則として上記(1)③には該当しません。

#### 2. 補講の申出と欠席届

前記1.のすべてに該当し、補講の受講を希望する受講者は、日司連研修総合ポータルから研修欠席等届と補講申出書をダウンロードして印刷のうえ必要事項を記入し、各会場の運営責任者の指示にしたがい各会場を通じて連合会に対し、下記(1)から(4)までのものを提出してください。補講の受講について、後日連合会より連絡します。

(1) 研修欠席等届

(2) 補講申出書

(3) 欠席した理由を証明する資料（医師の診断書等）

(4) 補講料の振込請求書兼受領証又はATMの利用明細書の写し

#### 3. 「補講」の実施方法等について

(1) 実施方法、実施日程は、研修期間中又は終了後に連合会又は研修会場より補講対象者へ通知します。

(2) 補講は、連合会又は研修会場が指定する方法で実施し、研修会場までの交通費や宿泊費、補講にかかる通信費は受講者の負担とします。

(3) 補講の受講料は補講ごとに設定されています。受講者は補講課目に応じた受講料を指定する期日までに連合会へ納付しなければならず、受講料を期日までに納付しない場合は補講を受講することはできません。

### 第13 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症）に感染又は感染が疑われる場合について

#### 1. 各会場への連絡について

研修開始時刻までに各会場で指定された連絡先へ連絡してください。研修開始時刻までの連絡を行わない場合、補講を受講することは認められません。

## 2. 集合研修の受講について

- (1) 集合研修の受講を強制的に中止し、欠席扱いとします。なお、オンライン研修については、受講者の体調に問題がなければ出席しても差し支えありません。
- (2) 発熱(37.5℃以上)・咳・全身痛など感染が疑われる症状があるときは、必ず医療機関を受診してください。結果が出るまでは集合研修の受講を強制的に中止し、欠席扱いとします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、発症日から5日経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、6日目から集合研修の出席を可能とします。

## 3. 補講について

12時間以内の研修を欠席したことにより補講を受講する場合、各会場の運営担当者へ以下を提出してください。補講の受講について、後日連合会より連絡します。

- (1) 研修欠席等届
- (2) 補講申出書
- (3) 医師の診断書等
- (4) 補講料の振込請求書兼受領証又はATMの利用明細書の写し

## 4. 受講料の返金について

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等(学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症)に感染したことを理由に総欠席時間数が12時間を超えた場合、かつ、受講者が治癒後に研修の受講を継続しない場合に限り、受講料から事務手数料1万円(税込)を控除した額を返金しますので、会場の運営担当者へ「医師の診断書等」を提出のうえ、連合会へ教材・副教材を返却してください。なお、受講料の返金にかかる振込手数料、連合会へ返送する教材等の送料は、申込者の負担となります。

## 第14 修了認定

1. 連合会は、次のすべての要件を満たした受講者について、今回の特別研修を修了したものと認定します。
  - (1) 所定の課程をすべて受講したこと
  - (2) 訴状又は答弁書の起案等、必要とされる課題をすべて提出したこと
  - (3) 研修内容を十分に理解したと認められること
2. 講師は、1.の連合会の認定に際し、意見を述べることができます。この場合、連合会は、その意見を勘案して、1.の認定を行います。

3. 連合会は、次に該当する受講者を、1. (1) の要件を満たしていないものとし、今回の特別研修を修了していないものとします。

(1) 研修の一部を欠席したが、欠席にかかる研修に相当する補講を受講していない受講者

(2) 受講中止の命令を受けた受講者

(3) 基本講義の動画視聴につき、所定の期間内にすべての講義の視聴完了報告ができなかった受講者

## 第15 司法書士特別研修修了証明書について

### 1. 交付時期

特別研修を修了したと認定された受講者に対して、連合会は「司法書士特別研修修了証明書」(以下「修了証明書」という。)を交付します。今年度の修了認定は令和8年7月25日付で行います。修了証明書は特別研修期間中に研修会場で提出いただくレターパックにて、認定考査の申請書類とともに送付します。修了証明書の氏名は、Leafに登録されている漢字で交付します。漢字を間違えて入力している受講者及び外字(旧漢字)の申出を申込み時の備考欄に入力していない受講者は、メール(tokken-kensyu@nisshiren.jp)にて連合会へご連絡ください。

### 2. 有効期限

修了証明書に有効期限はありません。

### 3. 再交付

認定考査を再受験する場合は、修了証明書の再交付が必要となります。再交付の手続きについては日司連研修総合ポータルをご確認ください(令和8年度6月頃情報の公開を予定)。

## 第16 教材・副教材・必読図書・参考図書

### 1. 教材

教材は、連合会が作成し、受講者あてに送付します。教材の送付は、令和8年4月中旬頃に行う予定です。なお、講師等の都合により、送付が遅れる場合や、教材の一部を研修当日に配付する場合があります。

※住所と教材送付先が異なる場合は、受講申込みの際、教材送付先欄に送付先を付記してください。

※受講申込み後、住所・教材送付先・連絡先を変更する場合は、必ず連合会あてに連絡してください。

## 2. 副教材

副教材は、司法研修所編「民事弁護の手引」を使用します。

本書は一般書店等では入手できませんので、教材とともに、連合会より受講者に送付します。

※受講申込みを取り消した場合及び欠席等により修了認定がされなかった場合、並びに、受講中止の命令を受けた場合は、副教材を連合会に返却いただきます。副教材が返却されたことを確認した後、副教材費の返金を行います。副教材を連合会へ返送する際の送料や、副教材費の返金にかかる手数料は受講申込み者の負担となります。

## 3. 必読図書・参考図書

必読図書及び参考図書については、後記「第 25 回司法書士特別研修 必読図書・参考図書リスト」を確認してください。なお、受講料には含まれていませんので、各自で購入してください。

※教材・副教材及び必読図書は、研修受講前に必ず読み、予習をして研修を受講してください。

## 4. 六法等

民事訴訟に関する法律、規則等の条文を参照する書籍等は必携です。各自でご準備ください。

## 第 17 簡裁訴訟代理等能力認定考査

考査の実施日程は未定です。なお、前回は令和 7 年 9 月 14 日（日）に実施されました。

別表1 第25回司法書士特別研修実施日程

令和8年			研修課目	基本講義視聴
5月	20日	(水)	第25回特別研修開始	基本講義の動画掲載初日
	21日	(水)		
	22日	(金)		「要件事実の基礎」視聴を完了
	23日	(土)		
	24日	(日)		
	25日	(月)		
	26日	(火)		
	27日	(水)		
	28日	(木)		
	29日	(金)		
	30日	(土)	ゼミナールⅠ(6時間)	
	31日	(日)		
6月	1日	(月)		
	2日	(火)		
	3日	(水)		
	4日	(木)		
	5日	(金)		
	6日	(土)	ゼミナール(6時間)	
	7日	(日)		
	8日	(月)	(5/23から6/26までに)	
	9日	(火)	グループ研修Ⅰ(21時間)	
	10日	(水)	グループ研修Ⅱ(16時間)	
	11日	(木)		
	12日	(金)		
	13日	(土)	ゼミナール(6時間)	
	14日	(日)		
	15日	(月)	(5/20から6/26まで16時間)	
	16日	(火)	実務研修(法廷傍聴・講義)	
	17日	(水)		
	18日	(木)		
	19日	(金)		基本講義の動画掲載最終日
	20日	(土)	模擬裁判(7時間)	
	21日	(日)		
	22日	(月)		
	23日	(火)		
	24日	(水)		
	25日	(木)		
	26日	(金)		
	27日	(土)	模擬裁判(6時間)	
	28日	(日)	総合講義(4時間)	

※5月20日から6月19日までの間に基本講義動画を視聴完了してください。

なお、グループ研修Ⅰ初回までに基本講義「要件事実の基礎」を視聴完了することを推奨します(修了認定には影響なし)。

定められた期間内に基本講義を視聴完了しなかった場合、修了認定は認められません。

※5月30日、6月6日、13日、20日、27日、28日については全国同一の日程の予定ですが、各実施地区の実情に応じて変更することがあります。

※グループ研修及び実務研修の日程については各グループによって異なりますので、詳細な日程は後ほどお知らせします(令和8年4月中旬頃)。

別表2 第25回司法書士特別研修講義時間の内訳

	位置付け及び研修内容	研修方式	実施日程	受講時間	研修会場	講師
基本講義	訴訟代理人としての自覚を醸成する課目、その後の研修の前提として必要な課目を習得することを目的とする。具体的には、憲法、訴訟代理人としての倫理・専門家責任、簡易裁判所における民事事件に特有な事項、事実認定、立証等に関する講義を行う。	Leafでの動画視聴	令和8年 5月20日(水) 午前9時～ 令和8年 6月19日(金) 午後5時	12時間	各自で動画視聴	大学教授・弁護士・裁判官または裁判所書記官・研修所教官
グループ研修Ⅰ・Ⅱ	与えられた事例課題及び提出起案の作成について、ゼミナール、模擬裁判及び総合講義の効果的受講のために必要な予習を行うことを目的とする。具体的には、訴状、答弁書、準備書面及び証拠申出書等の作成や事例に関する討議等を行う。	10名から15名程度までのグループを構成し、チューターを中心とした自主的な研修	受講するグループにより異なる	グループ研修Ⅰ (21時間) グループ研修Ⅱ (16時間)	グループ研修Ⅰはオンラインで受講 グループ研修Ⅱは各会場	
ゼミナール	簡易裁判所における訴訟代理人として活動するために必要な実践的知識及び能力を習得することを目的とする。具体的には、要件事実に関する講義を踏まえて、不動産訴訟及び金銭訴訟に関する事例研修等を行う。	30名程度でのゼミナール方式	令和8年 5月30日(土)、 6月6日(土)、 13日(土)	18時間 (6時間×3日)	各自オンラインで受講	弁護士
実務研修	簡易裁判所に係属している現実の事件に関する研修を通して、これまでの研修において得た知識または能力を、さらに実践的なものとするを目的とする。具体的には、法廷傍聴、簡易裁判所における基本事務や簡易裁判所特有の法廷活動等に関する講義等を行う。	法廷傍聴・講師による説明及び質疑応答	令和8年6月26日(金)まで	16時間	法廷傍聴は地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所 講義は各会場により異なる	裁判官または裁判所書記官

模擬裁判	<p>実際に訴訟代理人や裁判官等の役割を体験することで、訴訟代理人としての実践的な知識と能力を習得することを目的とする。具体的には、金銭訴訟及び不動産訴訟に関する模擬裁判等を行う。</p>	<p>受講者を配役した模擬裁判</p>	<p>令和8年 6月20日（土）、 27日（土）の 2日間</p>	<p>13時間（7時間、6時間）</p>	<p>各会場</p>	<p>弁護士</p>
総合講義	<p>実務を遂行する上で役立つ重要事項の習得を目的とする。具体的には、訴訟代理人としての倫理、訴訟代理人として事件受任から終結に至るまでの全般にわたって必要な意識や自覚等に関する講義を行う。</p>	<p>講師からの質問に受講者が応答する方式</p>	<p>令和8年 6月28日（日）</p>	<p>4時間</p>	<p>各会場により異なる</p>	<p>弁護士</p>

## 別表3 第25回司法書士特別研修 必読図書・参考図書等リスト

### 1. 必読図書

特別研修を受講する方のために、以下の「必読図書」を紹介します。「必読図書」とは、研修の前にあらかじめ目を通しておくべき書籍であり、また、講義等で使用する場合があります。

#### 【必読図書】

##### (1) 憲法

『憲法 第八版』 芦部信喜 著／高橋和之 補訂

(令和5年 岩波書店 3,740円)

##### (2) 民法

『民法(全) 第3版補訂版』 潮見佳男 著

(令和7年3月 有斐閣 5,060円)

##### (3) 民事訴訟法・民事訴訟手続

『民事訴訟法講義案(三訂版)』 裁判所職員総合研修所 監修

(平成28年6月 司法協会 4,505円)

##### (4) 要件事実

『改訂 新問題研究 要件事実』 司法研修所 編

(令和5年3月 法曹会 2,200円)

##### (5) 事実認定

『3訂 事例で考える民事事実認定』 司法研修所 編

(令和7年 法曹会 2,200円)

##### (6) 司法書士法

『注釈 司法書士法(第四版)』 小林昭彦・河合芳光・村松秀樹 著

(令和4年 テイハン 7,920円)

##### (7) 簡裁訴訟代理等関係業務

『司法書士 簡裁訴訟代理等関係業務の手引—令和5年版—』 日本司法書士会連合会 編

(令和4年 日本加除出版 4,180円)

##### (8) 和解・調停

『書記官事務を中心とした和解条項に関する実証的研究』〔補訂版・和解条項記載例集〕裁判所職員総合研修所監修

(平成22年2月 法曹会 2,200円)

## (9) 司法書士行為規範

『司法書士行為規範に関する実務 注釈と事例による解説』 日本司法書士会連合会 編

(令和6年9月 日本加除出版 4,290円)

## 2. 参考図書・参考資料

特別研修を受講する方のために、以下の「参考図書・参考資料」を紹介します。「参考図書・参考資料」とは、必読図書の理解に役立つものや、今後、司法書士が簡裁訴訟代理等関係業務を行ううえで参考になるとと思われる書籍・資料です。

### 【参考図書・参考資料】

#### (1) 民法

『Sシリーズ 民法Ⅰ (第4版)』 山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦 著

(平成30年 有斐閣 1,980円)

『Sシリーズ 民法Ⅱ (第5版)』 淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸 著

(令和4年 有斐閣 2,090円)

『Sシリーズ 民法Ⅲ (第5版)』 野村豊弘・栗田哲男・池田真朗・永田眞三郎・野澤正充 著

(令和5年 有斐閣 2,090円)

『Sシリーズ 民法Ⅳ (第5版)』 藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄 著

(令和5年 有斐閣 2,860円)

#### (2) 民事訴訟法・民事訴訟手続

『民事実務講義案Ⅰ (五訂版)』 裁判所職員総合研修所 監修 (平成28年6月刊)

『民事実務講義案Ⅱ (五訂版)』 裁判所職員総合研修所 監修 (平成29年6月刊)

『民事実務講義案Ⅲ (五訂版)』 裁判所職員総合研修所 監修 (平成27年6月刊)

I・II・IIIの3冊を1セットとしてお読みください。

(司法協会 I・4,505円 II・3,667円 III・3,667円)

『第4版 民事訴訟第一審手続の解説—事件記録に基づいて—』 司法研修所 監修

(令和2年 法曹会 1,900円)

『10訂 民事判決起案の手引 (補訂版)』 司法研修所 編

(令和2年2月 法曹会 1,950円)

『民事訴訟実務の基礎 (第4版)』 加藤新太郎 編・前田恵三 著・村田渉 著・松家元 著

(平成31年 弘文堂 3,520円)

『民事第一審訴訟における判決書に関する研究 ～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～』 司法研修所 編

(令和4年 法曹会 2,450円)

(3) 要件事実・事実認定

『要件事実の考え方と実務（第4版）』 加藤新太郎 編著

（令和元年 民事法研究会 4,180 円）

『4訂 紛争類型別の要件事実－民事訴訟における攻撃防御の構造－』 司法研修所 編

（令和5年3月 法曹会 3,300 円）

『要件事実論 30講（第4版）』 村田渉・山野目章夫 編著

（平成30年 弘文堂 4,180 円）

(4) 簡裁民事事件

『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』 司法研修所 編

（平成25年 法曹会 3,562 円）

『簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究』 司法研修所 編

（平成28年 法曹会 3,259 円）

(5) その他

『弁護士の仕事術 I 法律相談マニュアル』 藤井篤 著

（平成25年 日本加除出版 1,870 円）

『対話で進める争点整理』 司法研修所 編

※『対話で進める争点整理』は、[最高裁判所 HP] にデータ版の掲載があります（無料）。

<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/shihoukensyujo/301taiwadesusumeru.pdf>

（令和5年 法曹会 3,850 円）

\*記載価格はすべて定価（税込）です。

以下は、最高裁判所 HP に PDF データにて掲載されています。

『民事弁護実務の基礎～はじめての和解条項～』 司法研修所民事弁護教官室 編 [最高裁判所 HP]

<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/shihoukensyujo/2-7minjibengo-hajimetenowakaijokou-honbun.pdf>

『争点整理手続への訴訟代理人の対応について』 司法研修所民事弁護教官室 編 [最高裁判所 HP]

<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/shihoukensyujo/3-7soutenseiri-honbun.pdf>

『要件事実基本編』 司法研修所民事裁判教官室 編 [最高裁判所 HP]

<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/shihoukensyujo/youkenjijitu-R703-honbun.pdf>

### 3. 購入方法

必読図書・参考図書の購入方法は次の2通りです。

- (1) 各自、一般書店等での購入。
- (2) 各自、同封の「司法書士特別研修必読図書・参考図書購入申込書」にて、書籍の発行元への直接申込みによる購入。

第 25 回司法書士特別研修にかかる募集関連事務について

日本司法書士会連合会

1. 受講者募集の告知

第 25 回司法書士特別研修（以下「特別研修」という。）の受講者募集を周知するため、日司連研修総合ポータルに「第 25 回司法書士特別研修募集要項」（以下「募集要項」という。）を令和 8 年 2 月 18 日（水）に掲載する予定です。問合せ先は、前回と同様、連合会及び最寄りの司法書士会としておりますので、ご協力をお願いいたします。

2. 受講申込みの受付 [令和 8 年 3 月 4 日（水）正午から 3 月 12 日（木）午後 5 時まで]

特別研修の受講申込みは Web 申込みのみとなります。その他の申込みは受付いたしません。詳細は募集要項をご確認ください。

3. 受講料の徴収

受講希望者は、受講料を連合会の指定する口座に直接納付した後、受講の申込みをします。

4. 受講予定者名簿の作成

連合会において、各実施会場における受講申込者数等を勘案したうえで受講予定者数を調整し、「第 25 回司法書士特別研修受講予定者名簿」（以下「受講予定者名簿」という。）を作成します。

なお、受講申込者数によっては、希望する会場で受講できない場合もあります。

5. 受講の取消し

受講予定者が受講を取り消す場合、連合会に申し出た後、連合会へ所定の届出書を提出します。

6. 受講資格を喪失した者への通知

受講予定者が特別研修の受講資格を喪失した場合、連合会より対象者へ通知します。

なお、受講予定者が、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合、資格を喪失することとします。

- （1）司法書士法第 47 条第 3 号の規定による業務の禁止の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- （2）司法書士法第 47 条第 2 号の規定による業務の停止の処分を受け、その処分期間満了前の者
- （3）司法書士法第 61 条の注意勧告を受ける等、司法書士会会長により特別研修を受講させることが相当ではないと判断された者
- （4）司法書士法又はこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した者

7. 受講予定者名簿に登載されなかった者への通知

受講申込者のうち受講予定者名簿に登載されなかった者に対し、連合会より「通知書」により通知を行います。